

# 皆さんからの意見を募集



市では、次の計画・指針の策定および見直し作業を進めています。

このたび、それぞれの案および見直し案がまとまりましたので、市パブリック・コメント手続制度（市民意見提出制度）に基づき、皆さんからの意見を募集します。

概要は下表と11頁表のとおり。

- 《新たに策定》
- ◇健康増進計画（25～34年度）：子どもからお年寄りまで安心して生活できるまち舞鶴の実現に向けた健康づくりの指針となるもの。
- ◇文化振興基本指針（25～34年度）：個性豊かな魅力ある文化を活かしたまちづくりを進めるための方向性を示すもの。
- 《現計画の見直し》
- ◇地域防災計画（一般災害対策編）：市域に係る風水害、土砂災害などの予防対策、応急対

策、復旧対策を定めたもの。

◇地域防災計画（原子力災害対策編）・住民避難計画の基本的な考え方：市域に係る原子力災害の事前対策、緊急事態応急対策、中長期対策を定めたもの。また、原子力災害にかかる住民避難計画を別途作成するため基本的な考え方を示すもの。

【提出方法】いずれも様式は自由。住所、氏名、電話番号を記入し、◇「健康増進計画（案）に対する意見」◇「文化振興基本指針（案）に対する意見」◇「地域防災計画（案）に対する意見」◇「原子力災害対策策編（案）に対する意見」見直し案に対する意見」◇「住民避難計画の基本的な考え方（案）に対する意見」と明記して、郵送か持参、ファクス、電子メールで各担当課へ。匿名、電話、口頭による意見は受け付けません。

【募集期限】◇健康増進計画（案）：2月28日（木）◇文化振興基本指針（案）：2月22日（金）◇地域防災計画（一般災害対策編）・原子力災害対策策編（案）見直し案、住民避難計画の基本的な考え方（案）：2月18日（月）

【計画・指針（案）、見直し案の公表場所】いずれも各担当課のほか、情報公開コーナー、西支所、加佐分室、中央・東・西・南公民館、大浦・城南会館、東・西図書館。ホームページにも掲載。

【提出された意見の取り扱い】提出された意見などを考慮して最終案を作成。また意見の概要と意見に対する市の考え方などを整理し公表します（氏名などは公表しません）。

## 文化振興基本指針（案）の概要

文化振興の理念	◇すべての市民が文化を楽しみ、創造できるまち 舞鶴 ◇まちを誇りに思い、愛着が感じられる文化都市 舞鶴
6つの柱	①文化に参加する②文化を創造する③文化でつながる ④まちづくりに文化を活かす⑤舞鶴らしい文化を発信する⑥文化の育つしくみをつくる
重点的に取り組む項目	①（仮称）舞鶴市文化振興条例の制定を検討する ②次代を担う子どもの豊かな感受性を育むため、文化芸術に慣れ親しむ機会を設ける ③舞鶴の歴史、文化など地域資源について「ふるさと学習」を促進する ④市民が文化芸術を学ぶことができる専門性を持った学習機会を設ける ⑤民間の文化プロデューサーが活躍できる環境を整える ⑥舞鶴市文化事業団が文化芸術の振興および文化情報の収集・発信などの中核的役割を発揮するよう機能を強化する ⑦市民の文化活動を支援する公募型補助金を創設する ⑧地域資源を継承し、舞鶴らしい文化を内外に発信する ⑨文化芸術の持つ創造性を地域振興、産業振興等に活用するなど、創造都市への取り組みを進める

▶文化振興基本指針に関するお問い合わせは、文化振興課（☎66・1019、FAX 62・9891）へ。

## 地域防災計画（一般災害対策編）の見直し案の概要

総則	地域防災計画は、一般災害対策編、震災対策編、原子力災害対策編、事故対策計画編の4編で構成し、一般災害対策編を基本編とすることを明文化
災害予防計画	◇文化財の保護対策◇ハザードマップの利用◇専門的知見を有する防災担当職員の確保および育成 ◇実践的な防災訓練、複合災害を想定した訓練の実施◇企業防災の促進 ◇学校施設の整備・運営面における防災機能の向上◇行政機能の業務継続性の確保 ◇福祉避難所の指定◇広域一時滞在に関する支援の要請 ◇災害時帰宅支援ステーション事業の活用◇廃棄物処理に係る防災体制の整備 ◇土砂災害警戒区域等における防災対策◇集中豪雨対策の促進 など
災害応急対策計画	◇通信途絶時における多様な手段の確保◇避難所の管理、運営 ◇災害応急対策時の労働力の確保◇応急仮設住宅の運営管理◇社会秩序の維持対策 など
災害復旧計画	◇風評被害対策◇激甚災害の指定に関する措置 など

## 地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し案の概要

タイトルを国の防災基本計画に合わせ、「原子力発電所防災計画編」から「原子力災害対策編」に修正

総則	◇高浜および大飯発電所を対象 ◇防災対策を重点的に充実すべき地域として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：高浜発電所から概ね5*kmまでの範囲）および緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：高浜発電所から概ね30*kmまでの範囲および大飯発電所から概ね32.5*kmまでの範囲）を設定 ◇福島第一原子力発電所の事故のような放射性物質が広範囲に影響を及ぼす過酷事故を想定 など
原子力災害事前対策	◇広域的な応援協力体制の拡充・強化◇PAZ、UPZの住民避難計画の作成 ◇過酷事故が起こった場合でも対応可能な体制などの整備◇過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施 ◇オフサイトセンターと府・市間における情報通信ネットワークの強化◇行政機関の業務継続計画の策定 など
緊急事態応急対策	◇PAZ、UPZにおける防護活動・避難対策◇ボランティア、義援物資、義援金の受け入れ ◇水資源対策、家庭動物などの対策 など
原子力災害中長期対策	◇国、府と協議のうえ、状況に応じた避難区域の見直し ◇国、府、高浜および大飯発電所、関係機関と連携した環境汚染への対処 ◇被災者などの生活再建等の支援 など

## 住民避難計画の基本的な考え方（案）の概要

避難対象範囲	◇高浜発電所から概ね30*km圏内の全市民◇大飯発電所から概ね32.5*km圏内の全市民
避難手段	◇バスや自家用車などにより避難 ◇自家用車での避難は、原則、要援護者の避難および家族や隣近所などでの乗り合わせとする ◇避難時集結場所への移動には、状況に応じて、バスやタクシー、自家用車も活用 ◇状況に応じて、船舶、鉄道などの交通手段の活用も考慮し応援要請
避難指示	◇発電所からの距離に応じて、自治会などの単位で段階的に集結し避難 ◇高浜発電所からの距離に応じて概ね5*kmごとに分けたゾーン（A～Fゾーン）を基本に区域設定 ◇大飯発電所の区域設定も、高浜発電所のゾーンに合わせることを基本とする ◇大山・田井・成生・野原地区は、避難経路を考慮しPAZの地域に準じた避難とする ◇高浜発電所からの距離が10*kmを超える西大浦地区も、避難経路を考慮し10*km圏内と同様に設定 ◇国の避難指示に従い、市は避難区域（ゾーン）に対して、避難および屋内退避の指示を行う ◇住民には平常時から各地域のゾーンを周知・徹底する
避難先	◇避難先からのさらなる避難を避けるため、避難先は市外を基本とする ◇放射性物質の拡散方向に応じた避難に対応するため、西方面と南方面（京都市以南の市町村）の2方向で現在、府において調整中
避難者の把握方法	◇自治会や自主防災組織などの協力により避難時集結場所での把握に努める ◇最終的には避難先で把握する

▶地域防災計画、住民避難計画に関するお問い合わせは、危機管理・防災課（☎66・1089、FAX 64・7688）へ。

## 健康増進計画（案）の概要

基本理念	一人ひとりが主人公 みんなでつくろう健康なまち・まいづる	
基本方針	①生活習慣病の発症および重症化予防のための取り組みの推進 ②ライフステージに着目した健康づくりの推進 ③健康づくりを推進していくための環境整備	
重点施策の方向性	①健やかな子どもの成長発達のための健康づくりの推進 ②子どものころからの生涯を通じた歯と口腔の健康づくりの推進 ③運動を中心とした健康づくりの推進 ④生活習慣病の改善を中心とした健康づくりの推進 ⑤認知症予防の推進 ⑥地域における健康づくりの推進	
ライフステージ別の目標	子ども世代	◇朝・昼・夕の3食きちんと食べる◇むし歯をつくらない◇外遊びを楽しむ ◇早寝・早起きをする◇たばこは吸わない◇子どもの発達がわかる ◇楽しく子育てができる
	働きざかり世代	◇良い食習慣・運動の習慣を身につける◇肥満（メタボリックシンドローム）にならない ◇正しいお口のセルフケアを身につける◇禁煙に努める◇ストレスの解消に心がける ◇定期的に健診（検診）を受ける
	高齢者世代	◇健康的な生活習慣を心がける◇認知症になりにくい生活習慣を実施する ◇転ばないように心がける◇バランスのよい食事を楽しく食べる ◇80歳で20本以上の歯を保つ
各世代を通じた環境づくり	◇地域の活動に積極的に参加する◇自分の健康づくりに積極的に取り組む ◇生きがいのある生活を送る◇参加できる健康づくりの場を増やす	

▶健康増進計画に関するお問い合わせは、健康増進課（☎65・0065、FAX 62・0551）へ。